

アジア犯罪学会オンライン大会に参加して

藤木有香

成城大学法学部 2021年3月卒業生

指宿ゼミナール出身

コロナウイルス感染症の影響で延期となった2020年に京都で開催予定であったアジア犯罪学会第12年次大会 ([Asian Criminological Society 12th Annual Conference](#)) が、6月18日から21日にかけてオンライン上で開催された。プログラムはライブセッションとオンラインプラットフォームにおけるオンデマンド上の事前収録を用いた講演という二つの形式で構成されていた。オンライン開催のメリットとして、遠隔地で行われる学会に気軽に参加できる環境や視聴スケジュールの柔軟性が挙げられる。通常、海外学会の場合、現地への旅費も考慮すると学生が参加するのは極めて難しい。

しかし、今回はオンライン開催であったため、移動コストが掛からず学生の身として非常に参加しやすい環境であった。また、オンタイムで参加できなかったとしても、オンデマンド上で事前収録された講演を繰り返し視聴ができるのはオンライン開催ならではの利点であると感じた。一方で、講演側は参加者の反応を確かめることが難しく、視聴者側も意識的にチャットに反応を書き込まない限り、講演を受動的に聞くだけとなってしまう、コミュニケーションの無い一方通行なセッションとなり得る点がデメリットであると感じた。

私は以下の4つのプログラムを視聴した。

[TS08] Pre-arranged theme sessions 8 Japanese Trend of the Therapeutic Jurisprudence: Looking back and looking into the future

Chair: Makoto Ibusuki (Faculty of Law, Seijo University)

[TS09] Pre-arranged theme session 9 Therapeutic Approach for Criminal Defense in Japan

Chair: Makoto Ibusuki (Faculty of Law, Seijo University)

[TS11] Pre-arranged theme sessions 12 A Comprehensive Study on Addiction Recovery Movements: What can we learn from experiences in Australia, Japan and Nepal?

Chair: Masahiko Mizuto (Yamaguchi Prefectural University)

[TS18] Pre-arranged theme sessions 18 An examination of legislative mechanism for cannabis control between Thailand and Japan: A cross-country comparison and analysis

Chair: Shinichi Ishizuka (Ryukoku University, Faculty of Law, CrimRC)

[TS08] [TS09]では、治療的司法の実践が全体の主要テーマとなっていた。

[TS08]のセッションでは、法律が持つ治療的役割を果たす可能性に加え、体系的な研究の必要性が指摘されていた。このセッションでは、近年の日本における薬物問題の傾向として、覚せい剤取締法違反の逮捕者の半数以上が自己使用による逮捕である点、さらに薬物事犯の再犯率が依然として増加している点を指摘していた。また、日本の政府が治療的アプローチの導入を始めた例として、一部執行猶予が挙げられていた。これは、社会内での見守り期間を設けることで薬物事犯者に対する社会内での支援に基づき回復を目指すことを目的とした2016年に施行された制度である。

現在の日本の増加傾向にある覚せい剤自己使用率を考慮しても、日本の薬物政策に更なる変化が求められていることは明らかであるが、一部執行猶予制度は出所後も比較的長期間支援を必要とする薬物使用者にとって回復と円滑な社会復帰を可能にする新たな選択肢となっているのかもしれない。しかし、司法は薬物使用問題を正確に捉えているのかという疑問も残る。

まず初めに、近年の日本における薬物問題を考察する。日本の薬物使用の傾向として若者を中心とした大麻使用の増加が挙げられる。犯罪白書令和2年版によると、20歳代の検挙者は平成26年から増加し続けており、令和元年は、前年比で28.2%増加し1,950人であった。大麻取締法違反の検挙人員の推移が示すように、日本では薬物に対し厳罰政策が長年行われてきたにも関わらず、現在に至るまで薬物問題は顕在であり、薬物使用者は減るどころかむしろ増加している。また、政府が大麻使用規制法の立案にも乗り出していることからわかるように、日本では更なる厳罰化が進んでいる。

日本社会において薬物使用問題というディスコースが議論される際、“なぜ、薬物使用は繰り返されるのか”、“なぜ、使用を止められないのか”、“という”なぜ”の文脈は重要視されず、薬物使用が引き起こす身体的・精神的依存、薬物の影響による犯罪の発生、組織犯罪に関わる密輸などⁱⁱに焦点が当てられる。さらに、令和3年1月20日から6月11日に8回にわたって行われた大麻等の薬物対策のあり方検討会の議事録ⁱⁱⁱを見ても、他国の大麻規制緩和に関して、“なぜ大麻規制を緩和するに至ったのか”という“なぜ”の文脈が議論されていないことは明らかである。“なぜ”の文脈が重要視されない日本社会において平成28年に施行された刑の一部執行猶予制度は、薬物依存や薬物乱用の問題を抱える人々に対する充実した処遇と言えるのだろうか。

一部執行猶予制度は実刑を前提とし、刑の一部を執行猶予取消しによる心理的強制の下で、社会内における再犯防止・更生を促すことを目的としている。覚せい剤取締法違反の逮捕者に占める自己使用率の高さ^{iv}が半数以上を占めていることを考慮すると、再犯者に占める薬物依存症者も多いことが推測できる。そのため、一部執行猶予制度の対象となる薬物使用

者の多くは、本来であれば再使用の可能性を踏まえて、比較的長期間治療や支援を必要とする状態のはずである。薬物事件の場合、保護観察は必要的であるため、薬物事犯者に対する保護観察所の取組みとして、認知行動療法を用いた薬物再乱用防止プログラムなど専門的処遇プログラムが設けられている。しかし、薬物使用者の薬物依存症には再使用のリスクが付きものであり、精神科医の松本俊彦氏は再使用のリスクが高まるのは出所後直後だと指摘している^v。やめ続けることが難しいとされる薬物依存症の回復の道のりの途中で再使用をしてしまう可能性は否定できない。以上を踏まえても、一部執行猶予制度は再使用のリスクを考慮に十分に入れておらず、司法が薬物使用問題を正確に捉えているとは言い難い。このように、“なぜ“の文脈が抜き取られた形で薬物使用問題を語る限り、日本社会において、薬物使用問題における治療と回復、そして支援の枠組みを充実させる必要性の理解の拡大と薬物使用問題を正確な議論に導くことは困難であろう。

現在の日本において治療的司法の実践は非常に限られたものとなっているが、司法の対応に変化の兆候もある。

[TS09]のセッションでは刑事弁護における治療的アプローチについての演題であった。このセッションでは3つの事例が報告されていた。3つの事例に共通していたのは、それぞれのケースの被告人は知的ギャンブル依存症、窃盗症、前頭側頭型認知症による影響など、様々な生きづらさを抱えていたという事実である。しかし、それらの存在は事件が発生し、裁判になって初めて明らかとなっていた。つまり、これらの事例は精神障害など何らかの疾患が疑われる場合でも、被告人は必ずしも自覚症状があるわけではなく、裁判中に発覚する場合も多く存在する可能性を示唆している。これらのケースを担当した各弁護人は、事件の背後にある根本的な問題を解決へ導くために必要な支援やケアに繋げることに成功していた。つまり、弁護人は裁判中のみならず、裁判後も被告人が継続して必要なサポートを受けながら社会生活を送れるように促したのである。4つのケースを担当した弁護人はそれぞれ国選弁護人として選任されていた。国選弁護人は自由に選任することができないため、被告人が必要なサポートに繋がれるかどうかは選任された弁護人に左右される。そのため、4つのケースの被告人は被告人の症状や境遇に理解を示す弁護人に巡り会えた幸運なケースだったと言える。

まさに治療的司法の実践と言えるこれらの事例は、治療的司法が被告人の再犯防止に繋がるだけでなく、社会内で回復を目指し自立をする契機となることを示しているが、より多くの弁護人がこれらのケースのように、被告人のニーズに合わせてリハビリテーションセンターなど民間のサポート機関と連携した弁護を行う必要があるだろう。

[TS08] [TS09]では薬物使用、児童虐待、ドメスティックバイオレンス、窃盗症等、多くの事例が報告されていた。福祉支援や医療ケアによって当事者たちの精神的・社会的な問題を

解決することは、むしろ犯罪抑止や再犯防止になり、結果として社会全体の被害減少や被害者救済に繋がると考えられる。「なぜ実行せざるを得なかったのか」という原因に着目し、必要な医療・福祉・その他のサポートにつなぐ司法の在り方は、複雑化する現代社会の諸問題解決に求められていると感じた。

[TS18]A century of cannabis control in Thailand: a brief overview of history, context and policy frameworks from prohibition to legalization はアジア諸国で初となる医療用大麻を解禁したタイの薬物政策についての演題であった。現在、タイでは食品医薬品局が発行した大麻処方箋証明書を持つ医療用大麻の使用を認めている。さらに、医療用大麻解禁は、大麻関連犯罪の予防対策を講じるなど大麻に関わる全ての活動が厳格な規制の下で行われている。このセッションでは、タイ社会における大麻使用の歴史、医療用大麻解禁以前および以後の薬物政策と規制、また現在のタイ国内での薬物使用傾向や法執行機関の対応についての研究発表が行われた。

講演の中で非常に興味深かったのは、長年、タイ南西部では大麻が食用として用いられてきたという事実である。南西部に限らずタイ国内では、歴史的に大麻が服や薬に必要な材料として人々の生活を支えてきた。つまり、大麻は薬物乱用問題に発展する以前から、タイ社会において一つの文化として定着していたのである。このセッションのスピーカーであるマヒドン大学の Bang-on Thepthien 教授はタイが医療用大麻を解禁した理由として、タイ国内で歴史的に使用されてきた過去や報告されている医療的効果への信頼が大きな要因であると分析した。さらに、近年の法執行機関の対応として、嗜好目的および医療目的での大麻使用は双方とも受け入れられているとし、刑事司法への見解が徐々に変化していることを指摘した。しかし、最も注目すべきなのはタイ国民が一般的に大麻の効用とリスクの双方を認識しているという点である。国民の理解を得ている要因として教育システムが重要な役割が挙げられていた。Bang-on Thepthien 教授は信頼性の高い薬物教育により国民は大麻の問題使用が発覚した際に受ける治療についての基礎知識が広く理解されているとし、教育が薬物政策の鍵となると指摘した。しかし、タイの医療用大麻解禁は、文化、経済、歴史、社会的ファクターに大きな影響を受けていた。つまり、タイの事例は、薬物使用を部分的に非犯罪化するなどの新たな薬物政策を展開した場合、その効果は社会的文脈に大きく左右される可能性を示している。今後、医学、科学、法学等、様々なファクターを考慮に入れた包括的な研究が必要となるだろう。

今回私が視聴した講演のうち、二つは国外における薬物政策についての演題であった。各国で実践されている様々な薬物政策を社会の反応、経済的効果等、法執行機関の対応など現地での研究者でしかわからないバックグラウンドとなる情報を踏まえた上で学ぶことが出来た非常に貴重な機会であった。それぞれの講演者の報告のレベルの高さに圧倒されると共に、

今後の勉学への新たなモチベーションとなった。

また、コロナ禍で参加した本大会が私にとって初めての学会参加となった。オンライン開催のメリットを感じた一方で、現地の空気や肌で感じる事が出来なかったことは非常に残念であった。コロナ禍で増加するオンライン開催は今後もさらに拡大していくだろうが、現地開催でしか得られない機会や出会いもあるため、パンデミック終了後に行われる学会にはぜひリアルで参加したい。

i 法務省法務総合研究所 「令和2年版 犯罪白書—薬物犯罪」2020年
([001338452.pdf \(moj.go.jp\)](#))

ii 法務省法務総合研究所 「令和2年版 犯罪白書—薬物犯罪」2020年
([001338452.pdf \(moj.go.jp\)](#))

iii 厚生労働省 「第1回大麻の規制あり方検討会議事録」2021年
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000031ehd_00001.html

iv 法務省法務総合研究所「令和2年版 犯罪白書—薬物犯罪」2020年 ([001338452.pdf \(moj.go.jp\)](#))

v 松本俊彦『薬物依存症』ちくま新書、2018年